

見附市議会議員 様

令和8年8月26日

見附市議会議員 信賀 陽子

一 般 質 問 通 告 書

下記のとおり質問したいので、会議規則第61条第2項の規定により通告します。

質問事項	(主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)
【1】 見附市妊産婦医療費助成事業について	
答弁を求める者	市長、教育長
見附市妊産婦医療費助成事業は、妊娠された方が安心して赤ちゃんを出産できるように、妊産婦が医療機関に支払う医療費の一部を助成するものです。 利用する人は医療機関で助成対象の医療費の自己負担額を支払い、領収証や申請書類を揃えてこども課に提出することで、自己負担額から事業で定められている一部負担金を引いた額を口座振込で受け取ることができますが、申請手続作業は利用者にとって少なからず負担になると考えます。市の見解をうかがいます。 1 制度の利用状況について (1) 過去3年間の対象者数、利用者数、助成額をお示し下さい。 (2) この制度を利用する方は、領収証を保管し、申請書類をそろえてこども課に提出する必要がありますが、その作業の負担について市ではどのようにお考えですか。 (3) この制度の申請の負担について、市民の方から意見が出たことはありますか。 2 助成制度の方式について (1) 償還払い方式にしている理由と、償還払いにすることで見附市にはどのようなメリットがありますか。 (2) 制度の利用しやすさのために、受給者証を発行して医療機関で一部負担金のみを支払う方法や、申請書類を一か月ごとに作るのでは	

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ



はなく一括で作る方法も考えられます。これらの方法は制度上可能ですか。

- (3) 市による助成制度に償還払い方式の制度は、妊産婦医療費助成制度の他にもありますか。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【2】 雪下ろしの安全対策について

答弁を求める者 市長

令和7年度の冬は短期的にまとまった降雪があり、特別豪雪地帯ではない見附市でも、雪下ろしができずに屋根のひさしが壊れる被害が複数見られました。

見附市では、高齢化や人口減少により、自力で雪下ろしができない世帯が今後も増えて行くことが見込まれます。また、高齢者が不安を抱えながら自分で雪下ろしをせざるを得ない世帯もあります。市の見解をうかがいます。

1 見附市の雪下ろしの支援と有償ボランティアについて

- (1) 見附市の自力で雪下ろしができない世帯は、市からどのような支援が受けられますか。また、その情報を市民が知る方法はどのようなになっていますか。
- (2) 見附市には、有償の除雪ボランティアがありますが、令和7年度の登録者数と活動状況をうかがいます。
- (3) 令和7年度は、有償ボランティアへの雪下ろしの依頼件数はどのくらいありましたか。依頼の全てに対応できたのかどうか、できなかった場合はその理由をうかがいます。
- (4) 見附市の除雪有償ボランティアの今後の課題をうかがいます。

2 雪下ろしの安全対策について

- (1) 住宅の雪下ろしを安全に実施するために、転落防止を目的に屋根に設置する「命綱固定アンカー」があります。特別豪雪地帯では普及が進められていますが、見附市においても普及の考えはありますか。
- (2) 市民から「命綱固定アンカー」の設置費用補助の要望はありますか。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ